

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
42	出産・子育て応援ギフト事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長岡市は、出産・子育て応援給付金事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

本評価書では以下の略称を用いています。
「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年／デジタル庁／総務省令第9号）

評価実施機関名

長岡市長

公表日

令和8年6月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	出産・子育て応援ギフト事務
②事務の概要	「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業の実施について(令和4年12月26日付け子発1226第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)」に基づき、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産・子育て応援給付金(以下「本給付金」という。)を給付する。 特定個人情報ファイルは、申請者が本給付金の受取口座として公金受取口座を指定した場合に、情報連携で口座情報を取得するために使用する。
③システムの名称	1 健康かるて 2 中間サーバー 3 統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー)
2. 特定個人情報ファイル名	
出産・子育て応援給付金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子ども未来部子ども政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 940-8501 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10 0258-39-2203
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子ども未来部子ども政策課 940-0084 新潟県長岡市幸町2丁目1番1号 0258-39-2355
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱う全ての職員が特定個人情報研修に参加し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだ上で業務を行っている。 特定個人情報の記載がある申請書等の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検	[<input type="checkbox"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を扱う全ての職員が特定個人情報研修に参加し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだ上で業務を行っている。また、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月8日	特記事項の条例	長岡市個人情報保護条例(平成27年長岡市条例第31号)	長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和6年6月13日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か IIしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	表紙 特記事項	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第5号) 「主務省令②」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年/内閣府/総務省令第7号) 「条例」……長岡市個人番号の利用等に関する条例(令和4年長岡市条例第48号)	「番号法」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「主務省令①」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」……行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年/デジタル庁/総務省令第9号)	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第1の101の項	番号法第9条第1項 別表 135の項	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法別表第2の121の項	(情報照会) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署 ①部署	子ども未来部子ども・子育て課	子ども未来部子ども政策課	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	子ども未来部子ども・子育て課	子ども未来部子ども政策課	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IIしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規追加項目)	2) 十分である	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新規追加項目)	特定個人情報を扱う全ての職員が特定個人情報研修に参加し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだ上で業務を行っている。 特定個人情報の記載がある申請書等の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新規追加項目)	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	重要な変更にあたらぬ項目
令和7年6月30日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(新規追加項目)	2) 十分である	事後	重要な変更にあたらぬ項目

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	(新規追加項目)	特定個人情報を扱う全ての職員が特定個人情報研修に参加し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだ上で業務を行っている。また、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐため、特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	重要な変更に当たらない項目
令和8年6月26日	評価実施機関名	長岡市教育委員会	長岡市長	事後	重要な変更に当たらない項目
令和8年6月26日	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 連絡先	総務部庶務課	総務部総務課	事後	重要な変更に当たらない項目
令和8年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令7年4月1日時点	令8年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目
令和8年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱い者数 いつ時点の計数か	令7年4月1日時点	令8年4月1日時点	事後	重要な変更に当たらない項目